

### 参考3 沖縄振興特別措置法に基づく各地域指定制度について

名称		観光振興地域 P5参照	情報通信産業振興地域 P13参照	情報通信産業特別地区 P13参照	産業高度化地域 P17参照	自由貿易地域 P19参照	特別自由貿易地域 P19参照	金融業務特別地区 P23参照	
対象地域		観光の振興を図るため観光関連施設の整備を特に促進することが必要とされる政令で定める要件を備えている地域	情報通信産業の振興を図るため必要とされる政令で定める要件を備えている地域	情報通信産業のうち特定情報通信事業を実施する企業の立地を促進するため必要とされる政令で定める要件を備える地区	産業高度化事業を行う企業の集積を促進することにより、その地域における製造業等その他の事業を行う者の産業高度化が相当程度図られると見込まれる地域であって政令で定める要件を備えている地域	沖縄における企業の立地を促進するとともに、貿易の振興に資するために必要な地域	企業の立地が進んでいない地域であって、相当数の従業員を使用する企業等の集積を促進することが沖縄における産業及び貿易の振興に資するために必要とされる地域	金融業務の集積を図るため必要とされる政令で定める要件を備えている地区	
対象業種		スポーツ・レクリエーション施設 教養文化施設、休養施設 集会施設、販売施設	ソフトウェア業 情報処理・提供サービス業 映画・ビデオ制作業 情報記録物製造業等 コールセンター等情報通信技術利用事業	特定情報通信事業 データセンター インターネット・アクセス インターネット・サービス・プロバイダー	製造業、こん包業、倉庫業 卸売業、道路貨物運送業 デザイン業、機械設計業 広告代理業、経営コンサルティング業、 機械設計業、エンジニアリング業、 ディスプレイ業、自然科学研究所等	製造業、こん包業、倉庫業、卸売業、道路貨物運送業		金融業、金融関連業務	
国 税	い ず れ か を 選 択	所得控除制度		35% 10年間			35% 10年間 (製造業、こん包業、倉庫業のみ)	35% 10年間 (直接人件費の20%を上限)	
		投資税額控除	機械等15%、建物等8% (法人税額の20%限度 繰越4年 投資上限額20億円)						
		特別償却	機械・装置、建物等	機械・装置、器具・備品、建物等		機械等34%、建物等20%	機械等50%、建物等25%		機械・装置、器具・備品、建物等
関 税						選択課税制度			
地方税	地方交付税による減収補填措置	事業税・不動産取得税・固定資産税							
	特別土地保有税 事業所税 の非課税	特別土地保有税・事業所税				特別土地保有税			